いわき市技能功労者等表彰実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能 尊重の気風を浸透させ、もつて技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを 目的とする。

(表彰の種類及び対象者)

- 第2 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 技能功労者表彰
 - (2) 優良技能者表彰
- 2 技能功労者表彰の対象となる者は、市内に居住し、かつ、勤務する技能者 で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 技能を通じて市の産業発展に貢献した者
 - (2) 毎年11月1日現在において、25年以上の経験を有し、満55歳以上で引き続き同一職業に就業している者
 - (3) 技能を通じて後進の指導育成を行い、又は技能者の育成に寄与した者
 - (4) きわめてすぐれた技能を有し、勤務実績、日常生活等において、他の技能者の模範と認められる者
- 3 優良技能者表彰の対象となる者は、市内に居住し、かつ、勤務する技能者で、 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 毎年11月1日現在において、15年以上の経験を有し、満35歳以上満55歳未満で引き続き同一職業に就業している者
 - (2) 技能を通じて後進の指導育成を行い、又は技能を通じて自発的な地域貢献 活動を行つている者
 - (3) すぐれた技能を有し、勤務実績、日常生活等において、他の技能者の模範 と認められる者

(推薦手続)

- 第3 各業種別団体等の長又は関係機関の長は、表彰基準に該当する者があるときは、広く候補者を求め、市長に推薦するものとする。
- 2 推薦をしようとする各業種別団体等の長又は関係機関の長が市長に推薦する

書類は、別に定める。

(選定方法)

第4 市長は、各業種別団体等の長又は関係機関の長から推薦のあつた被表彰候補者のうちから被表彰者を選定するに当たつては、公正かつ適正に行うため、いわき市技能功労者等選考委員会の審議を経て、決定する。

(表彰)

第5 表彰は、被表彰者がある場合は、年度内に行う。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、昭和55年7月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成7年6月1日から実施する。

附則

- 1 この要綱は、平成12年8月3日から実施する。
- 2 平成12年度に行われる技能功労者表彰に限り、改正後の第2第2項第2号の 規定の適用については、同号中「25年」とあるのは「20年」と、「満55歳」と あるのは「満50歳」とする。

附則

この要綱は、平成14年8月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和5年10月12日から実施する。